

事務連絡
令和7年6月3日

専務理事 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理事長 神谷俊広

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に
当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、「バス・鉄道事業者による
日本版ライドシェアへの参画」が議論されましたが、今般、国土交通省物流・自動
車局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等あて標記通達を入手しましたので
送付いたします。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知方お願いします。

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に
当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて

法人タクシー事業の許可申請に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日通達 国自旅第72号。以下、「許可通達」という。)に基づき処理を行うこととなっているが、令和7年4月3日に開催された第10回交通政策審議会陸上分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての許可申請に対しては、下記のとおり取扱うこととしたため、その旨了知されるとともに、対象となる事業者に周知されたい。

記

1. 処理方針について

- (1) 営業所及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が許可通達別紙1.(2)及び(6)の各要件に適合するものとする。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業における管理運営体制が整っていて、その体制の下で管理運営を行う限りにおいて、許可通達別紙1.(9)の各要件に適合するものとする。
- (3) 許可通達別紙1.(3)の事業用自動車を配置せず先行トライアルを実施する場合には、許可通達別紙1.(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13)及び(14)①～③については、適用しないものとする。
- (4) 上記(1)～(3)以外の項目については、許可通達に準じて審査するものとする。

2. 対象事業者、許可期間について

別紙のとおりとする。

3. 許可に付する条件

- (1) 許可を受けた事業者は、先行トライアルの効果検証に必要なデータ等を国土交通省に対して随時提供することとする。
- (2) 法人タクシー事業の許可後、許可通達に関する項目に変更が生じる場合は改めて

- 法人タクシー事業の申請を行う旨の条件を付すこと。
- (3)その他、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(別紙)

対象事業者	許可期間
東急バス株式会社	許可日から1年間
鹿児島交通株式会社	
種子島・屋久島交通株式会社	
全但バス株式会社	